

## 第八編 日本の満洲侵略一般政策

### 第一章 政治上の施設

#### 第一節 關東州の沿革

△軍政時代 關東州の沿革に就いては大體既述の通りであるが、現在滿洲に於て日本政府を代表する行政官廳は即ち關東廳である。其概略に就いても亦既に述べた通りであるが、茲に其行政の沿革に就て述ぶれば、一九〇四年日露戰爭の際日本軍が我國の領土内深入く進入するに及んで、日本では之を統轄する爲めに軍政署設置の必要が起つた。其結果同年九月遼東守備軍なるものを編成し其司令部を金州に設置したが、同年十一月更に大連に移し、陸軍少將神尾光臣を軍政長官に任命した。

然るに翌年五月遼東守備軍が撤廃され、同時に金州、大連、旅順の三軍政署も撤廃されて、新に關東州民政署が設置された。同民政署は滿洲軍總兵站監陸軍大將兒玉源太郎の管轄下に屬し州内の安寧秩序を保持し、且諸般の軍務を補助するもので、本署は大連に、支署は旅順及金州

に夫々設置され、石塚英藏が民政長官に任命された。同年十月日露媾和條約成立し、日本軍が滿洲より撤退せんとするや、善後事務の爲め、關東總督府を設置し、陸軍大將大島義昌を總督に任命して、州内の軍政を統轄せしめたが、一九〇六年八月日本軍の撤退完了するや軍政の必要を認めざるに至り、即ち總督府を廢止すると同時に關東都督府官制を發布して民政機關を設置した。

△關東都督府時代 關東都督府は、關東總督府の行政事務を繼承し、旅順を政治上の策源地とし民政機關を組織し前總督大島義昌を新都督に、前民政長官石塚英藏を新民政長官に、前總督府參謀長落合豈三郎を都督府陸軍參謀長に任命した。

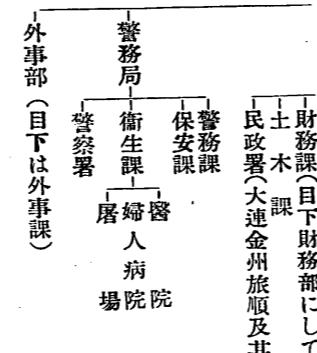
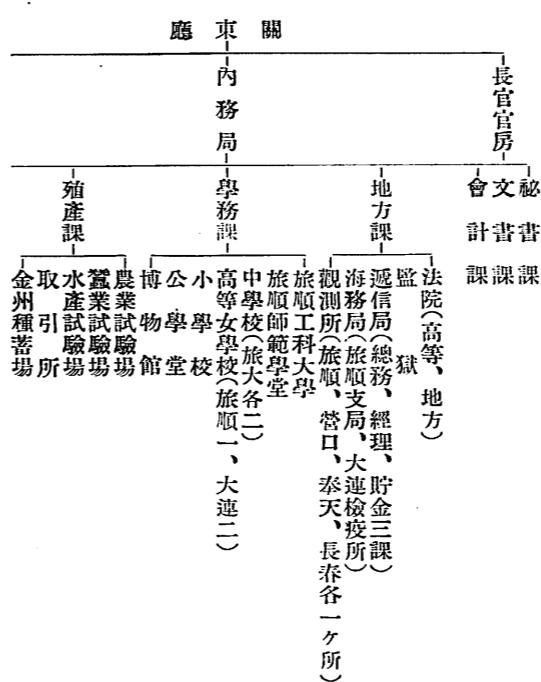
都督府内は之を官房、民政部、陸軍部の三部に分つて政務を分擔し、民政部の下に民政署及民政支署を設けて行政を掌り、民政署の外、州の内外に警務署及支署を設けて鐵道の保護並に治安維持の機關に當てた。

然るに州外の警務機關には二種あつて、一は都督府の管轄下に屬し他は領事館の管轄に屬するが爲め政務執行上何時も抵觸するの弊害があつた。故に一九〇八年一月關東都督府官制を修正し、領事館所屬の警察官は奉天、安東、營口、遼陽、鐵嶺、長春に限り其他はすべて都督府の管轄に歸した。

△關東廳時代 滿洲經營上に於ける日本の官制は其經營の成績と共に屢々改變された。初めて滿洲に入った時代には軍政署を設置し武力を用ひて行政を行つたが、其後都督府を設置して軍事と民政とを兼ね統べ壓制的警備の性質を含んでゐたが、都督府の成立後十三年間我政府及我國民はすべて首を垂れ耳を封じて公然其施設する儘に委し、毫も抵抗的行動に出でなかつた。故に日本人は之を以て我國民を震服せしむるに成功した故最早や武威を示す都督府なる名義を以て支那人の耳目を衝動するの必要なしとして一九一九年四月從前の他の植民地經營による經驗に鑑みて武官制の都督府を廢止して改めて文官制の關東廳を設置し、陸軍部を獨立せしめて純然たる民政を施行するに至つた。日本が斯の如き舉に出たのは全く滿洲を自國の領土と見做したからである。吾國民は果して之を知つてゐるであらうか。

關東廳長官として第一番に任命されたのは有名なる外交官林權助である。氏は就任後一切の政

務に就いて改革する所が多かつたが、一年餘りで離任し、後任となつたのは山縣伊三郎である。現在の官制は即ち山縣氏の改革したものである。次に其組織を略記すれば



## 第二節 地方制度

△現行市制 關東州の地方制度は市制及會制の二種に大別する事が出来る。其市制は一九一五年十月以後旅順大連の兩地に施行されたものを以て嚆矢とする。殊に現在旅順大連の兩地に行はるる市制は、日本内地の市制と異り市會議員の半數は官選に依るものであつて、其人數は大連三十名、旅順十六名である。市長は市會より三名を推薦し關東長官に於て之を任命するのである。其管轄に係る事務も頗る狭く、教育、衛生及其他指定された事項のみに限る。市の發達するに伴れて、現行の市制には缺點が多くなつたので、之が改正の必要起り、現に關東廳内に市政調

△會制度 會は即ち各地方の住民が以前の慣習に従つて警察官吏監督の下に地方事務を處理する機関である。關東廳は一九一九年二月會行政準則其他の諸規定を設定して官治行政の補助機關

となし、將來地方自治施行の行政機關と爲さんとしたのである。會は街と屯との小區劃に分れ、街長及屯長を置きて會の事務を補助し、又街屯長會を組織して會行政に關して會長の諸間に應じ、會長及街屯長の任免は所轄民政署に於て之を爲す。今民政署所轄の會數及街、屯數を左に掲ぐれば

| 民政署                             | 會數 | 街數  | 屯數  |
|---------------------------------|----|-----|-----|
| 旅順民政署                           | 六  | 四   | 一五二 |
| 大連民政署                           | 一一 | 一九  | 七七  |
| 金州民政署 <small>(現在は大連の支署)</small> | 一四 | 一〇一 | 一〇二 |
| 普蘭店支署                           | 一八 | 二六六 | 二六六 |
| 魏子窩支署                           | 二〇 | 二〇六 | 二〇六 |

### 第三節 滿鐵附屬地の行政

△附屬地の面積 東支、南滿、安奉の三鐵道は我國の普通的借款鐵道とは異り、鐵道經營國が其附屬地の行政權を所有してゐる。凡て鐵道の敷設された線狀の地帶に於ては停車場用地及び鐵職員の住宅、商人の經營する市場等は皆附屬地内に編入されてゐる。其面積は停車場所在の都會の狀況及物資の蒐集又は將來に於ける發展の形勢如何によつて其大小の差を定めたものである。就中南滿鐵道にては奉天、長春を安奉線にては安東を、東支鐵道にては哈爾賓を冠とし各線中に哈爾賓が最も大である。此外鐵道の經營に係る礦山業も亦鐵道附屬地内に抱括されてゐる。南滿、安奉兩鐵道附屬地の總面積は、合計六千九百五十萬一千九百七十七坪であつて、之を次に分述すれば

| 用 地 | 面 積                     | 用 地   | 面 積                   |
|-----|-------------------------|-------|-----------------------|
| 路 線 | 二、四五五 <small>英畠</small> | 停 車 場 | 五四三 <small>英畠</small> |
| 工 廉 | 六五五                     | 礦 地   | 七二                    |
| 炭 坑 | 一六九                     | 地 路   | 一三八                   |
| 耕 地 | 一六九                     | 地 場   | 六六五                   |
|     | 一八四〇                    |       | 六三                    |

荒地  
五九  
雜地  
五六六

以上の附屬地に對して日本が行政權を取得したのは一八九六年八月二十七日訂立された東清鐵道敷設條約第六條に基くものである。其文に曰く、「凡そ該會社の鐵道建設、經理、防護に必要な土地又は鐵道附近に於て沙土、石塊、石灰等を採掘する土地にして、若し官有地なる時は支那政府より給與し、民有地なる時は、市價に依つて一時拂又は年賦拂に依り地主に納入する事とし、該公司に於て自ら金額の調達支拂を爲す。凡て該會社の土地は、一切地税を納めず、該會社の一手により經理す。但し各種の家屋建築工事並に電線の設備は、専ら鐵道用として自ら經理す。礦脉の露出せる處は別に辦法を講ずることとし凡て該會社の收入、貨客輸送によりて得る所の切符代並に電報收入等の如きは、一切の稅金を免除す」とあり、又一八九六年十二月四日公布された東清鐵道會社條例第八條第二項に曰く「鐵道の保護及其附屬物の範圍内の安寧秩序は、該會社は警察に委任することを得」とあり、此規定に依つて該會社は鐵道附屬地内に對して行政權、警察權及び鐵道守備隊駐屯權を取得した。然るに一九〇五年九月九日ボーツマス條約締結さるるに及んで、南滿洲鐵道及其附屬地は、我國の同意に依り日本に讓渡され、附屬地内の

行政權等も亦之れに伴つて日本に譲渡された。

附屬地行政に對する日本人の意見 満鐵附屬地に對する日本の政教等行政機關の意見  
は、滿鐵附屬地行政問題に關して曾て次の如く論じてゐる。其概略に曰く『該附屬地は、日本  
は、滿鐵附屬地を、關東廳は警察權を、領事館は司法權を、關東軍司令部は軍隊支配權を夫々所  
有してゐる。即ち所謂滿洲四頭政治改革問題は是れに依つて起つたものである。日本人蜷川氏  
は、滿鐵附屬地行政問題に關して曾て次の如く論じてゐる。其概略に曰く『該附屬地は、日本  
の權力施行區域と認むることが出来るが、事實上に於ては日本の領土と同様である。附屬地を  
右の様に解釋すれば、該附屬地一切の統治は其權利を關東廳に委任するのが妥當である』と  
論中に『滿鐵附屬地なるものは、日本帝國の領土を以て解釋するが最も妥當である』と論斷し  
てゐる。夫れ借用の附屬地を國家永久の領土なりと解釋するは、蜷川氏が特に自分の説を都合  
よく言つたものに過ぎない。實に間違ひも甚しき縦横悖理の武斷であると云ふべきで、固より  
反駁の價値もないものである。

#### 第四節 満洲に於ける日本の四頭政治

五八七

△上下兩議院の質問　満洲に於ける日本の行政機關には既に統一が無い。此に於てか四頭政治の問題が起つたのである。一九二〇年二月二十五日帝國議會開院式の當日此問題が議事日程中に加へられたのは、實に日本議會史上未曾有の事である。其經過状況を述ぶれば次の通りである。

(一) 貴族院の質問　貴族院議員藤村義郎は満洲問題に關する質問を提出して曰く『満洲には關東廳、南滿鐵道會社、關東軍司令部、領事館の四種機關があつて、此等四頭の機能は満洲經營上常に衝突を起してゐるが、政府は此弊害を統一するの意志がある乎』と

此質問に對して原首相は『所謂満洲四頭政治の弊は政府も實際之を認める。但し其統一の方

法に就いては、目下考慮中であつて、尙ほ何等成案を有してゐない』と答へた。

(二) 衆議院の質問　衆議院議員吉野小一郎等三十四名は連名にて三月八日満洲施政方針に關する質問書を提出して曰く『滿蒙に對する我が施政上直接間接に政府を代表する領事館、關東廳、關東軍司令部、南滿洲鐵道會社相互間の政治經濟上の施政方針に於て恆に聯絡統一を缺くは各機關當事者も亦確認する所である。政府は宜しく事情を調査し、制度の更新を圖り、多年の弊害を除くべきである』と

此質問に對して原首相等は『満洲諸機關の間に聯絡統一を缺くといふのは事實でない』と答へた。

△四頭政治の權限　双方の問答は何等の結着を見ず一場の筆舌の爭論に過ぎずして終つた。茲に四頭政治の制度に就て述べれば

關東廳は一九〇六年七月三十一日勅令第百九十六號に制定さる關東都督府官制を基礎とし、其後七度の改正を経て現在の關東廳官制となつたもので、其權限は關東州及び南滿洲鐵道沿線の保護及び取締りを管轄し、且つ滿鐵會社の業務を統裁するに在る。南滿洲鐵道會社は一九〇六年六月七日勅令第百四十二號に於て設立を公布し同年八月一日又鐵道經營及び其附帶事業及礦業、水運業、電氣業、倉庫業等の經營並に鐵道附屬地の土地、家屋の經營及び土木、教育、衛生等必要の施設を規定し各種事業の處理に對しては、經費を要する故其中若干を附屬地の居留民に分課したのである。茲に於て同會社は事實上鐵道附屬地に對して行政權を掌握することとなつた。關東軍司令部は、大、中將を親任して司令官とし、大元帥陛下に直屬し、關東州及び南滿鐵道沿線の安寧秩序を保持し、更に満洲一帶の保安警備の任に當り、關東長官の要求に依つて、兵力を出動し、又急を要する事ある時は、關東長官の要求なくとも、直ちに出兵を行ふ權限を有すると同時に満洲各地駐劄の守備軍を支配し恰も満洲に軍政を布いてゐる様なもので

ある。又領事館は、一九〇八年四月十三日法律第五十二號に依つて制定された所によつて領事裁判権を執行し、其管轄區域内にて若し原告被告兩方とも日本人なる時は司法裁判権を掌理するのである。

此等の複雑なる機關の統一に付て日本人は目下其企劃中であつて、各方面の抵觸を免れ、協力して滿蒙經營の大政策を發展せしめんと期してをる。

## 第二章 司法上の建設

### 第一節 法院と民政署

△司法制度の沿革 日露戰役には滿洲に在る日本臣民に對する司法關係の事項は軍事法廷の管轄に屬して本國の法令を適用し、占領地内の支那人に對しては別に軍律を制定して違反者を懲罰した。一九〇五年六月關東州民政署の成立するや、民政長官は滿洲軍總司令部の司法委員となつて、司法事務の執行に當つたが同年十月關東總督府官制頒布され、翌年六月總督府令を以て關東州審理條例を制定し七月十一日より施行した。審理所長以下の職員は民政署員中より總督が之を選定する事となり専門の職員を置かなかつた。此司法委員時代に於ては唯一の準據法とし

て關東州刑事審理規則、民事審理規定及び刑罰令を制定して覆審制度を採用したものであつた。

一九〇六年七月總督府廢止され、都督府官制の公布さるや同時に又勅令を以て關東都督府法院令を公布し、九月一日より實行した。此處に於て州内の司法事務は始めて専門的管理機關が備はつたのである。法院は高等法院及地方法院によりて組織され、其準據法は地方の法規習慣を使用する外日本の民法、商法、刑法、刑事訴訟法及び其他の必要なる法典はすべて關東州内に適用し得る事となつた。一九一九年六月關東州裁判令の一部を改正し、民政署長に属する裁判事務以外はすべて地方法院に於て之を管理することとなつた。

一九〇八年四月の法律第五十二號は、滿洲に於ける領事裁判の上訴に對して、之を都督府高等法院の管轄に移し、同時に領事の豫審に係る重罪の公判をも之を地方法院に移した。又外務大臣は國交上必要ありと認むれば領事管轄の刑事事件を地方法院の裁判に付する事が出来る。

△關東廳法院 法院は關東長官に直屬して州内の民刑事訴訟の裁判及び訴訟事件の事務を掌理するものであつて、地方法院と高等法院とに分たれ、地方法院は單獨の裁判官に依つて第一審の